

新型コロナウイルス感染症への対応等について

1 概要

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市に居住する者を中心に新型コロナウイルス感染者の発生が報告されている。WHO 西太平洋地域事務所では、「持続的な人から人への感染があるとみられる」と発表している。1月24日にジュネーブで開催された緊急委員会においてWHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言（PHEIC宣言）は見送ることとしたが、1月31日未明（日本時間）に再度開催された緊急委員会で、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表した。

3月12日未明（日本時間）、WHOは「新型コロナウイルスはパンデミックと言えると評価した」と発表し、新型コロナウイルスは世界的な大流行になっているという認識を示した。

2 発生状況について（3月25日12時00分現在、厚生労働省発表によるもの）

中国：81,218例（うち3,281例が死亡）

中国以外：185の国・地域 334,539例（うち15,070例が死亡）

3 国内の発生について（3月25日12時00分現在、厚生労働省発表によるもの）

(1) 発生数 1,193例（うち43例が死亡）

※2月3日に横浜港に到着したクルーズ船について、海上において検疫を実施し、3月1日にすべての乗客、乗員の下船が完了している。PCR検査の結果について、実員数で精査した結果、712人の陽性が確認されている。

4 県内の発生について（3月26日現在）

(1) 発生数 2例

(2) 患者概要

・1例目（2月29日確認）

70代男性、クルーズ船に係る健康フォローアップ対象者。市内感染症指定医療機関に入院。症状が改善し、退院基準を満たしたことから、3月10日に入院先である市内の感染症指定医療機関から退院。

・2例目（3月26日確認）

40代女性、七ヶ浜町在住。東京都において3月25日（水）に陽性が判明した患者の濃厚接触者。発熱、呼吸器症状があり、県内の感染症指定医療機関に入院。

5 各機関の対応

(1) 国

① 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令を公布（1月28日）
→（2月1日施行）

② 新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省電話相談窓口を設置（1月28日）

③ 厚生労働省健康フォローアップセンターを設置（1月29日）

④ 武漢市からのチャーター機第1便により邦人206人帰還（1月29日）

⑤ 内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（1月30日）

⑥ 武漢市からのチャーター機第2便により邦人210人帰還（1月30日）

⑦ 武漢市からのチャーター機第3便により邦人150人帰還（1月31日）

⑧ 武漢市からのチャーター機第4便により邦人198人帰還（2月7日）

⑨ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾を決定（2月13日）

⑩ 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を、湖北省に加え浙江省を追加（2月13日）

⑪ 武漢市からのチャーター機第5便により邦人65人帰還（2月17日）

⑫ 新型コロナウイルス感染症対策本部により、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」

を決定（2月25日）

- ⑬ 国内のスポーツ・文化イベントの開催を2週間自粛するよう要請（2月26日）
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について、中国湖北省・浙江省の他に韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡を追加（2月27日）
- ⑮ 全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請（2月27日）
- ⑯ 2月3日に横浜港に到着したクルーズ船のすべての乗客、乗員の下船が完了（3月1日）
- ⑰ 一般家庭用マスクの製造販売事業者及び輸入事業者に売渡しを指示、及び北海道へ優先的配布（3月2日）
- ⑱ 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金について新たに特例的なコースを設け、速やかに申請受付を開始することを決定（3月3日）
- ⑲ 中国・韓国からの入国者に対する2週間の待機要請等の水際対策の強化について閣議了解（3月6日）→（3月9日0時より開始）
- ⑳ 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について、中国湖北省、浙江省、韓国大邱広域市、慶尚北道清道郡の他に、韓国慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、並びにイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州、ギーラーン州を追加（3月7日）
- ㉑ 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について、中国湖北省、浙江省、韓国大邱広域市、慶尚北道清道郡、韓国慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、イラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州並びにサンマリノ共和国を追加（3月11日）
- ㉒ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を決定（3月11日）
- ㉓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行（3月14日）
- ㉔ 国内で報告された新型コロナウイルス感染症に係る報告を基にした追跡調査の結果、感染者間の関連が認められた集団を地図上に表示した全国クラスターマップを公表（3月15日）
- ㉕ 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について、新たにイタリア共和国ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネチア・ジュリア州及びリグーリア州、スイス連邦ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州、スペイン王国ナバラ州、バスク州、マドリド州及びラ・リオハ州並びにアイスランド共和国を追加（3月19日）
- ㉖ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表（3月19日）
- ㉗ 3月21日0時からシェンゲン協定加盟国、アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ並びにルーマニアの入国者、3月26日0時から米国全域の入国者に対する2週間の待機要請等の水際対策の強化について閣議了解（3月19日）
- ㉘ 全世界に対する危険情報の発出、渡航自粛を要請（3月25日）
- ㉙ 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（3月26日）

(2) 宮城県

- ① 新型コロナウイルスに係る対策本部を設置（1月27日）
- ② 第1回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（1月27日）
- ③ 臨時の感染症対策委員会専門部会を開催（1月29日）
- ④ 一般電話相談窓口（コールセンター）の設置（2月4日）
- ⑤ 第2回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2月21日）
- ⑥ クルーズ船から、陰性と確認され下船した乗客のうち、9人が県内在住と判明。現在健康観察中（2月24日）
- ⑦ 県主催イベント・会議等の考え方について記者発表（2月27日）
- ⑧ 第3回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2月29日）
- ⑨ 県内の感染症指定医療機関で受入れていたクルーズ船乗船者で新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者）1名が退院基準を満たしたことにより退院（3月2日）
- ⑩ クルーズ船から、陰性と確認され下船した乗客9名のうち、7名について、健康フォローア

ップ期間が終了しPCR検査を行った結果、7名全員が陰性（3月6日）

- ⑪ 第4回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議⇒新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へ移行（3月26日）

6 各局の対応状況

(1) 危機管理室

- ① 宮城県疾病・感染症対策室、健康福祉局健康安全課、消防局救急課と連携し情報共有を継続
- ② 各局区主管課長会議で情報共有と今後の対応について確認（1月24日）
- ③ 新型コロナウイルス関連肺炎について危機管理レベル1を設定し、全局区等に対し情報連絡体制の強化を指示（1月28日）
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る関係課長打ち合わせで、これまでの対応経過や今後の対応等について情報を共有（1月30日）
- ⑤ 令和元年度第4回危機管理連絡本部会議（2月3日）
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る関係課長打ち合わせ（第2回）で、これまでの対応経過や今後の対応等について情報を共有（2月7日）
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症について危機管理レベル1を設定し、全局区等に対し警戒体制を指示（2月25日）
- ⑧ 令和元年度第5回危機管理連絡本部会議（2月27日）
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（暫定版）を作成（2月27日）
- ⑩ イベントの中止等に係る市民利用施設使用料を全額返金することを決定（2月27日）
- ⑪ 令和元年度第6回危機管理連絡本部会議（2月29日）
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症について危機管理レベル2を設定し、全局区等に対し仙台市危機警戒本部及び各区危機警戒本部設置を指示（2月29日）
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（改訂版）を作成（2月29日）
- ⑭ 令和元年度第1回危機連絡会議（3月2日）
- ⑮ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（三訂版）を作成（3月4日）
- ⑯ 市民利用施設の利用を一部休止（一部先行施設を除き3月5日実施）することを決定（3月4日）
- ⑰ 令和元年度第2回危機連絡会議（3月16日）

(2) 総務局

【広報課】

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る、感染予防策及び相談窓口の案内についてラジオによる広報
 - ・FM仙台「ジョイフル SENDAI」月曜日から金曜日 9:45～
 - ・東北放送「仙台市民だより」毎週土曜日 9:10～
 - ・コミュニティFM（ラジオ3・エフエムいずみ・エフエムたいはく・らくてんドットエフエムとうほく）「せんだいラジオ通信」月～金曜日 10:30～
- ② 市主催イベント等の中止・延期状況調査についての依頼を发出（2月21日・27日）、集約状況について市政記者クラブへ情報提供及び市ホームページへの掲載を開始（2月26日）
- ③ 河北新報朝刊に市の広告として、市内公立学校の臨時休業にかかるお知らせを掲載（3月1日）
- ④ 広報課 Facebook による広報（随時）
- ⑤ 河北 Weekly・リビング仙台に相談窓口の案内を掲載

【人事課】

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する休暇・職務専念義務免除等の取扱いについて、職員あてに通知を发出（3月2日、3月5日）

【労務課】

- ① 2月28日～3月31日の間、公共交通機関を利用し通勤する職員の時差出勤を開始
- ② 時差出勤の期間を当面延長することを決定（3月26日）

【厚生課】

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の徹底について、職員あてに通知を发出

(2月4日)

- ② 新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の徹底について、食堂委託業者及び売店委託業者あてに通知を发出(2月5日)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について、職員あてに通知を发出(2月21日)

(3) 財政局

【税制課】

- ① 市ホームページにて、市民税・県民税申告会場における咳エチケット及び郵送申告等に関する周知を開始(2月28日)
- ② 市民税・県民税の申告期限延長(3月16日⇒4月16日)に係る記者発表を実施(2月28日)
- ③ 市ホームページにて、税証明等窓口における感染症対策として、税証明等の郵送申請及びコンビニ交付に関する周知を開始(3月3日)
- ④ 市民税・県民税の申告期限延長(3月16日⇒4月16日)に係る告示を実施(3月6日)
- ⑤ 市民税・県民税の申告会場の変更に係る記者発表を実施(3月6日)

【庁舎管理課】

- ① 市役所の館内放送による市民への注意喚起(3月2日)

(4) 市民局

【戸籍住民課】

- ① 各区戸籍住民窓口における感染症対策として、市及び各区ホームページにて、住民票等各種証明書の郵送申請及びコンビニ交付に関する周知を開始(3月3日)

【市民協働推進課】

- ① 国際センター駅上部施設(青葉の風テラス)の運営事業者あてに「ガイドライン」(三訂版)を送付するなど本市の対応等について情報提供し、適切に対応するよう依頼(3月4日)

【地域政策課】

- ① 「ガイドライン」の改定(三訂版)に基づく市民利用施設の一部休止を受け、各区から単位町内会長あてに「ガイドライン」(三訂版)を送付し、集会所について本市の方針に準じた取扱いを依頼(3月4日)
- ② コミュニティ・センターについても同様に、各区から施設管理者あてに「ガイドライン」(三訂版)や注意喚起用の啓発物等を送付し、本市の方針に準じた取扱いを依頼(3月4日)
- ③ 仙台市連合町内会長会正副会長会において、上記①及び②の通知を发出した旨を報告(3月4日)

【市民生活課】

- ① 全市立学校(あきう幼稚園、特別支援学校を除く)の臨時休業の措置を受け、地域安全活動に関する対応について、防犯協会に周知(2月28日)

【自転車交通安全課】

- ① 全市立学校(あきう幼稚園、特別支援学校を除く)の臨時休業の措置を受け、仙台市交通指導隊の出動等に関する対応について、各地区隊に周知(2月28日)

【消費生活センター】

- ① 消費生活相談窓口における感染症対策として、市ホームページに、電話相談の推奨と咳エチケットの協力依頼を掲載(3月5日)

(5) 健康福祉局

【社会福祉施設等所管課(社会課、保護自立支援課、障害企画課、障害者支援課、高齢企画課、地域包括ケア推進課、介護事業支援課)】

- ① 新型コロナウイルスに関するQ&A及び留意事項等について、関係施設等へ通知を发出(随時)

【社会課】

- ① 各区民児協委員会において地区会長あて、民生委員活動における感染防止等のための当面の留意点について文書を配布し適切な対応及び各民生委員への周知を依頼(3月5日)

【健康安全課】

- ① 臨時の病院ネットワークメール配信(医療機関への情報提供等)
- ② 仙台市ホームページの更新(海外渡航時の感染症予防対策について)
- ③ 各区保健福祉センター管理課より市内医療機関ならびに健康安全課より病院あて通知

発出（1月15日～17日）

- ④ 「新型コロナウイルスに関連した感染症に係る関係医療機関連絡会議」（1月22日）
- ⑤ 専用ホームページの開設と相談窓口の周知（1月24日）
- ⑥ 全庁へ市民利用施設等における感染症予防対策を依頼（1月27日）
- ⑦ 感染症指定医療機関と保健所等との打ち合わせ（1月31日）
- ⑧ 新型インフルエンザ等対策医療機関専門部会（2月3日）
- ⑨ 一般電話相談窓口（コールセンター）の設置（2月4日）
- ⑩ 仙台市医師会と共催での医療機関向けセミナー開催（2月10日）
- ⑪ 東北医科薬科大学病院と共催でメディア向けセミナー開催（2月3日、2月12日）
- ⑫ 仙台市医師会にマスクを提供（2月14日）
- ⑬ 仙台市メール配信サービスに登録している市民へ、基本的な感染症対策や相談窓口についてメールを配信（2月14日）
- ⑭ （一社）仙台市医師会会長に対し市長名で受診協力依頼（2月19日）
- ⑮ COVID-19 小児例に係る関係医療機関連絡会議を開催（2月21日）
- ⑯ 一般電話相談窓口（コールセンター）を24時間体制にて対応（2月22日）
- ⑰ 2月29日に確認された新型コロナウイルス感染症患者の行動歴を調査した結果、濃厚接触者は2人と判断。2人については、患者との最終接触日（2月28日）の翌日から14日間の健康観察を実施（3月6日）
- ⑱ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査に係る保険適用に関する説明会（3月10日）
- ⑲ 仙台市感染症メディカルネットワーク会議（3月17日）
- ⑳ 新型インフルエンザ等対策医療機関専門部会（3月25日）

【生活衛生課】

- ① 各区保健福祉センター衛生課並びに生活衛生課より旅館業者および住宅宿泊事業者あて、注意喚起のFAXを配信（1月24日）
- ② 宿泊事業者向けホームページの開設（1月27日）
- ③ 新型コロナウイルス感染症への対応等について、宿泊施設等へ通知を発出（随時）

【衛生研究所】

- ① 24時間実施可能な検査体制を構築し、随時検査を実施

(6) 子供未来局

【児童福祉施設等所管課（総務課、子供家庭支援課、児童クラブ事業推進室、運営支援課）】

- ① 新型コロナウイルスへの対応について、関係施設等あてに通知を発出（随時）
- ② 市立小学校の臨時休校に伴う児童館・児童クラブの対応について、管理運営団体及び保護者あてに通知を発出（2月28日）

(7) 環境局

【廃棄物企画課、事業ごみ減量課】

- ① 廃棄物収集運搬業務受託事業者等の18社に対し、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の徹底について」通知を発出（2月26日）

(8) 経済局

【地域産業支援課】

- ① 新型コロナウイルスの拡大に伴う中小企業等を対象とした「特別相談窓口」を（公財）仙台市産業振興事業団内に設置（2月14日）
- ② 3月2日よりセーフティネット保証4号が発動、3月6日よりセーフティネット保証5号の指定業種の追加が発動され、認定事務を開始（3月6日）
- ③ 本市制度融資（セーフティネット保証関連融資）における保証料の全額補給を開始するとともに融資限度額の引き上げなどの融資条件を拡充（3月6日）

(9) 文化観光局

【交流企画課】

- ① 外国人住民への多言語情報発信（仙台観光国際協会のホームページやSNS等）
・感染症対策についての注意喚起、相談先及び通訳支援等について（随時）

【誘客戦略推進課】

- ① 外国人旅行者への多言語情報発信（SNS等）
・感染症対策についての注意喚起、相談先及び通訳支援等について（随時）

(10) 都市整備局

【技術管理室】

- ① 工事所管課等へ、「受注者に対する工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向確認、及び意向を示された場合の対応、受注者から感染の確認が報告された場合の対応」について依頼文を发出（2月28日、3月12日）
- ② 工事所管課等へ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈等」について通知（3月2日）
- ③ 工事所管課等へ、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化」について通知（3月2日）
- ④ 工事所管課等へ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等」について通知（3月23日）

(11) 建設局

【関係各課公所】

- ① 施工中の工事や業務委託における受注業者に対し、一時中止等の措置を実施するかどうかを確認するよう周知（3月2日）
- ② 担当職員、発注工事の施工に係る作業従事者等に、感染症患者が発生した場合の報告体制を周知（3月2日）

【下水道計画課】

- ① 下水道サービスを持続的に提供するため、未処理汚水に接触する可能性がある業務を実施する場合には適切な保護具等を選定・着用・洗浄するなど安全衛生の管理に努めるよう周知（下水道各課へ）（3月9日）

【業務課】

- ① 公認排水設備業者 379 社及び水道サービス公社に対し、感染予防策の構築と、社員の感染時における円滑な情報共有を文書にて協力依頼（3月3日）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により下水道使用料等の支払いが困難となった事業者等に対し、納入期限の延長等のご相談に応じる旨の周知を、下水道ホームページにおいて開始（3月12日）

(12) 消防局

【警防課】

- ① 危機管理レベルがレベル2に引き上げられたことに伴い、警防体制の強化「第一警防態勢」を消防局及び消防署に発令（2月29日）

【救急課】

- ① 新型コロナウイルスに係る基本的な救急対応及び 119 番入電時対応フローについて、各署等へ通知を发出（2月3日）
- ② 新型コロナウイルスに係る基本的な救急対応及び 119 番入電時対応フローについて、見直しを行い、各署等へ通知を发出（2月6日、13日、27日、3月9日、19日）
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について各署等へ周知（2月26日）

(13) 教育局

【健康教育課】

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る学校保健安全法上の対応及び中国から帰国した児童生徒等への対応について、各市立学校あてに通知を发出（1月30日）
- ② 学校での対応及び感染予防等について、各市立学校あてに通知を发出（1月31日）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の最新情報について通知を发出（2月3日）
- ④ 学校での対応に係る通知（対象地域に湖北省を追加、相談窓口の周知等）を发出（2月5日）
- ⑤ 学校での対応に係る通知（症状の有無の判断基準の変更等）を发出（2月12日）
- ⑥ 学校での対応に係る通知（対象地域に浙江省を追加）を发出（2月14日）
- ⑦ 学校での対応に係る通知（学校・保健所・教育委員会間の連絡体制等）を发出（2月21日）
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に係る予防措置及び発生時の対応について、各校及び保護者に通知（2月25日）
- ⑨ 新型コロナウイルス発生時の対応（第二報）及び卒業式・入学式等の開催に関する考え方等について通知を发出（2月26日）
- ⑩ 新型コロナウイルスの感染予防に係る部活動等の対応について通知を发出（2月27日）
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止のための臨時休業について通知（2月28日）
※27日夕刻に出された学校臨時休業に関する内閣総理大臣の要請を踏まえたもの

- ⑫ 学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について通知（3月13日）

【教育指導課】

- ① 全市立学校（特別支援学校を除く）において、3月2日（月）から3月24日（火）までを臨時休業とすることを決定（2月28日）

(14) 水道局

- ① 水道局ホームページにより、水道水の水質の安全性と感染症予防について周知済み（2月17日）
- ② 来庁者用のアルコール消毒液を水道局各庁舎（浄水場含む）出入口に設置済み（2月18日）
- ③ 来庁者への消毒の依頼の徹底及び職員の手洗いの励行に関して庁内放送等による周知済み（2月18日）
- ④ 局内で感染者が出た場合の局内人員の相互応援体制の確立に向けた準備として、現在浄水場にいない職員で浄水場業務経験者をリストアップ済み（30人程度）（2月19日）
- ⑤ 小学校の浄水場見学の受け入れ等について、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえた対応を検討中（2月19日）
- ※小学校の浄水場見学については、例年3月中旬から募集を始め、5月下旬～11月下旬までの期間で実施している
- ⑥ 委託業者や工事業者等に対し、水道局の対応状況等の情報提供及び感染者の発生状況の情報交換を要請するよう局内各課に通知（総務課で通知状況を集約）（2月21日）
- ⑦ 水道局職員及び委託業者工事業者等で感染者等が確認された場合の報告体制を周知（2月21日）
- ⑧ 各浄水場勤務職員及び水質管理課職員にマスクを配布し、3月末まで着用（2月28日）
- ⑨ 3月2日より、感染拡大防止の観点から、通勤に公共交通機関を使用する職員のうち、公務の運営に支障がない範囲で所属長が認める場合を対象に時差出勤を実施（2月28日）
- ⑩ 緊急修繕業務及び窓口対応業務の職員にマスクを配布し、3月末まで着用（3月2日）
- ⑪ 各課で業務や工事等の優先度を検討するよう指示（3月2日）
- ⑫ 職員の出勤状況や業務状況の集約を開始（3月2日）
- ⑬ 小学校の浄水場見学の受け入れ等について、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、実施見合わせ、今後の状況を踏まえ実施できる状況となったら改めて案内する旨の通知文書を発出済み（3月3日）
- ⑭ 公用車の運転日誌に、同乗者を記載するよう様式を改正（3月4日）
- ⑮ 局内人員の相互応援体制の確立に向けた準備としてリストアップした浄水場業務経験者について、水道法で義務付けられる腸管検査を実施し、全員問題ないことを確認（3月6日）
- ⑯ 臨時の安全衛生委員会を開催し、対応状況や今後の対策について確認（3月18日）
- ⑰ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインの改定に合わせ、仙台市水道記念館を4/12まで休止（駐車場・トイレは通常の開館時間内は利用可）（3月25日）

(15) 交通局

- ① バス乗務員等へマスクの着用を指示
- ・バス乗務員、るーぶる仙台乗務員、営業所職員（1月29日）
 - ・駅務員、地下鉄運転士（1月30日）
- ② 地下鉄の車内放送で、咳エチケットなど感染症対策への協力の呼びかけを開始（2月3日）
- ③ 地下鉄の車内放送、地下鉄駅構内放送、ホームの案内表示器で、咳エチケットなど感染症対策への協力の呼びかけを開始（2月3日）
- ④ お客様へ感染症予防対策に係る協力の呼びかけを発信
- ・交通局 Twitter（2月3日）
 - ・交通局ホームページ（2月19日）
- ⑤ バス車内へ感染症予防対策の啓発に係るチラシを掲示（2月15日）
- ⑥ 国土交通省の要請を踏まえ、駅構内放送により、感染症対策と併せてテレワークや時差通勤等と呼びかけ（2月26日）
- ⑦ バス車内の消毒を週1回（2月27日）、るーぶる仙台の車内の消毒を毎日（2月28日）、地下鉄車内の消毒を週1回実施（3月2日）
- ⑧ 手指消毒用アルコールを設置
- ・地下鉄主要駅の券売機付近、各定期券発売所窓口、西口バスターミナル案内所（2月29日）

・旭ヶ丘バスターミナル、バス営業所窓口（3月3日）

・るーぷる仙台車内（3月6日）

⑨ 学校の休校に伴い、一部路線の運休のお知らせをバス停等に掲示し（3月2日）、運休を実施（3月9日）

⑩ 感染症対策への協力を呼びかけるポスターを地下鉄車内・バス車内へ掲示（3月3日）

(16) ガス局

① 来庁者用のアルコール消毒液を庁舎出入口へ設置済み（2月5日）

② 職員に対し、うがい・手洗い等の感染予防策の励行について文書により周知済み（2月20日）

③ 食堂委託業者に対し、感染予防策の徹底及び感染者が確認された場合の報告について文書により依頼済み（2月21日）

④ 局対策本部会議を開催し、優先業務と縮小業務の整理、イベント等の中止・延期について検討を指示（2月27日）

⑤ 局主催の料理教室について、3月2日以降当面の間中止することを決定し、参加予定者に個別に連絡するとともに、局ホームページにより周知済み。あわせて、ショールーム（ガスサロン）内でのミーティング等の利用を休止（2月29日）

⑥ 通勤に公共交通機関を使用する職員等を対象に時差出勤を実施（3月2日）

7 今後の対応

(1) 感染症法に基づく感染症対策を実施

(2) 状況の推移に合わせ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき体制を移行しながら対応